

○加入電話等取扱要領の制定について（平成11年4月13日例規第18号）

[沿革] 平成31年4月例規第23号改正

別記のとおり制定し、平成11年5月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別記

加入電話等取扱要領

第1 趣旨

この要領は、警察施設に敷設する加入電話（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者の電気通信回線設備を利用する電話をいう。以下単に「加入電話」という。）及び警察職員に貸与する携帯電話（電気通信事業法に定める電気通信事業者の移動電話用設備を利用する電話をいう。以下単に「携帯電話」という。）の管理及びその使用に当たっての経費負担等について必要な事項を定めるものとする。

第2 加入電話の公費敷設

次に掲げる施設については、公費により加入電話を敷設するものとする。

- (1) 本部長公舎、警察署長公舎、駐在所その他職務の特殊性から加入電話の敷設が必要であると警察本部長が認める公舎（以下「公舎等」という。）
- (2) 警察業務を遂行する上で加入電話の敷設が必要であると認められる警察本部の所属及び警察署、交番等の警察施設

第3 携帯電話の貸与

警察業務を遂行する上で携帯電話を利用する必要がある所属については、公費により携帯電話を貸与するものとする。

第4 加入電話等使用管理者等

1 加入電話等使用管理責任者

- (1) 加入電話を敷設し、又は携帯電話を貸与する所属に加入電話等使用管理責任者を置き、警察本部の所属にあつては次席、副隊長及び副所長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てるものとする。
- (2) 加入電話等使用管理責任者は、当該所属における加入電話及び携帯電話（以下「加入電話等」という。）の使用状況を常に把握し、その適正な管理に努めるものとする。

2 加入電話等事務処理担当者

- (1) 加入電話を敷設し、又は携帯電話を貸与する所属に加入電話等事務処理担当者

(以下「事務担当者」という。)を置き、警察本部の所属にあつては庶務係の職員のうち所属長が指定する職員を、警察署にあつては交換室勤務員をもって充てるものとする。

- (2) 事務担当者は、所属における加入電話等の使用料について、職員からの報告に基づき、公費又は私費の負担区分の算定等の事務を行う。

## 第5 経費負担区分

加入電話等の使用料に係る公費及び私費の負担区分については、次表のとおりとする。

区 分		基 本 料	使 用 料
加入電話	公 舎 等	公費負担	原則として公舎等の入居者が負担。ただし、公用により使用したものについては、公費負担
	警察本部の所属		原則として公費で負担。ただし、私用により使用したものについては、私費負担
	警察署、交番等		
携 帯 電 話			

## 第6 加入電話等使用要領

### 1 公舎等

公舎等に入居している者が、当該施設に敷設された加入電話を公用で使用するとき、その都度公用使用簿（別記様式第1）に記載し、別に指定する日までに所属の事務担当者に提出するものとする。この場合において、当該加入電話がファクシミリであるものについては、公用使用簿にファクシミリ発信記録紙を添付するものとする。

### 2 警察本部の所属

職員は、警察本部の所属に敷設された加入電話をやむを得ず私用により使用したときは、加入電話等使用申告書（別記様式第2）に所要の事項を記入し、その都度所属の事務担当者に申告するものとする。

### 3 警察署、交番等

職員は、警察署、交番等に設置された加入電話をやむを得ず私用により使用したときは、その都度加入電話等使用申告書に所要の事項を記入し、加入電話ごとに1月分を取りまとめて別に指定する日までに所属の事務担当者に提出するものとする。

### 4 携帯電話

職員は、貸与された携帯電話を私用により使用したときは、加入電話等使用申告書に所要の事項を記入し、1月分（貸与されていた期間が1月に満たないときは、その期間分）を取りまとめて別に指定する日までに所属の事務担当者に提出するも

のとする。

## 第7 使用料の徴収

加入電話等の使用料の徴収は、次に定めるところにより行うものとする。

### 1 警察本部

#### (1) 公舎の加入電話

所属の事務担当者は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）から加入電話料金請求書の送付を受けたときは、入居者から提出を受けた公用使用簿を確認の上、加入電話等支払内訳表（別記様式第3）により公費負担額を算定し、加入電話料金請求額から公費負担額を減じた額を入居者から徴収するとともに、加入電話等支払内訳表に公費及び私費の別に算定額を記入し、私費負担分を添えて会計課長に送付するものとする。

#### (2) 所属の加入電話及び携帯電話

所属の事務担当者は、所属職員から加入電話等使用申告書の提出を受けたときは、当該申告書に基づき使用料を算定し、その額を当該申告書に記入するとともに、当該職員から使用料を徴収の上、会計課長が別途指定する日に加入電話等支払内訳表と共に会計課長に送付するものとする。

### 2 警察署

#### (1) 署長公舎及び駐在所の加入電話

警察署の事務担当者は、電気通信事業者から加入電話料金請求書の送付を受けたときは、入居者から提出を受けた公用使用簿を確認の上、加入電話等支払内訳表により公費負担額を算定し、加入電話料金請求書に記載された額から公費負担額を減じた額を入居者から徴収するとともに、加入電話等支払内訳表に公費及び私費の別に算定額を記入し、私費負担分を添えて警察署会計課（係）に提出するものとする。

#### (2) 警察署及び交番の加入電話及び携帯電話

警察署の事務担当者は、職員から加入電話等使用申告書の提出を受けたときは、当該申告書に私費負担分として算定した額を記載するとともに、当該職員から使用料を徴収し、これに加入電話等支払内訳表及び電気通信事業者からの加入電話料金請求書を添えて警察署会計課（係）に提出するものとする。

### 3 使用料に係る消費税及び地方消費税相当額

使用料に係る消費税及び地方消費税相当額については、公費、私費それぞれにあん分して加算し、1円未満の端数が生じた場合は私費分を切り捨て、公費分を切り上げて計算するものとする。

## 第8 加入電話等の適正使用

- 1 職員は、加入電話等を使用するときは、警察通信規則（昭和30年11月国家公安委員会規則第7号）第5条に定められた事項を遵守しなければならない。
- 2 所属長は、業務の必要により加入電話回線にパーソナル・コンピュータを接続（警察電話回線を経由して加入電話回線に接続するものを含む。）しようとするときは、その理由、使用目的、使用期間等を明らかにした文書により会計課長、警務部警務課長及び警務部情報管理課長と協議の上、警務部長の承認を得なければならない。



別記様式第2（第6関係）

加入電話等使用申告書

（電話番号：\_\_\_\_\_）

（所属（施設）名：\_\_\_\_\_）

通話日	通話時間	相手先区域	利用者氏名	算定額（事務担当者が記載すること。）
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
月 日	時 分～ ( 時 分間)			
合計				

別記様式第3（第7関係）

加入電話等支払内訳表

電話番号 \_\_\_\_\_ 局 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_

設置場所 \_\_\_\_\_

下記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所属長名 \_\_\_\_\_ 印

支 払 請 求 内 訳

区 分		請 求 金 額	消 費 税	期 間
基 本 料	回線使用料	円	円	年 月 日 ) 年 月 日
	配線使用料	円	円	
	機器付加機能使用料	円	円	
	小 計	円	円	
電 話 番 号 案 内	公 用 分	円	円	
	私 用 分	円	円	
度 数 料	公 用 分	円	円	
	私 用 分	円	円	
電 報 料	公 用 分	円	円	
	私 用 分	円	円	
計		円	円	
算 定 欄	<p>公費 私費</p> <p>通話先、時間等から 負担額を次のとおり算定する。</p> <p>通話料相当額 _____ 円（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>年 月 日</p> <p>算定者 _____ 印</p>			